

○佐賀県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年12月 7 日

本部訓令第14号

改正 平成29年 3 月17日警察本部訓令第 6 号

平成29年 3 月31日警察本部訓令第 8 号

平成30年10月 1 日警察本部訓令第11号

平成31年 3 月14日警察本部訓令第10号

令和 3 年 3 月26日警察本部訓令第 7 号

令和 4 年 3 月 7 日警察本部訓令第 4 号

令和 4 年 3 月11日警察本部訓令第 6 号

令和 5 年 2 月24日警察本部訓令第 5 号

令和 5 年 6 月20日警察本部訓令第14号

令和 5 年 8 月18日警察本部訓令第18号

令和 7 年10月31日警察本部訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、警察官駐在所、幹部派出所及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

(年度区分)

第3条 遺失物等の取扱いに関する事務は、すべて会計年度によるものとする。

(共通基盤遺失物システムによる事務処理)

第4条 物件の提出、保管物件の届出及び遺失届の受理その他の遺失物等の取扱いに関する一連の事務処理は、原則として警察共通基盤システムにおける遺失物等情報管理システム（以下「遺失物管理システム」という。）を利用して行うものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

(令 7 本部訓令21・追加)

(物件の提出を受理する窓口)

第 5 条 法第 4 条第 1 項又は法第13条第 1 項の規定による提出（以下単に「提出」という。）は、警察署又は交番等において受理するものとする。この場合において、拾得場所が提出された警察署又は交番等の管轄区域外であっても、当該警察署又は交番等において受理するものとする。

(令 7 本部訓令21・旧第 4 条繰下)

(交番等において物件の提出を受理したときの措置)

第 6 条 交番等において提出を受理した場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、警察署長に対し、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第 7 条第 1 項各号に掲げる事項その他必要な事項を報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、別記様式第 1 号の現金収納袋に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。

3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の警察署又は交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

4 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。

5 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 交番、幹部派出所及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。

(2) 警察官駐在所 5 日以内に送付すること。

(3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の中欄に定める方法により送付すること。

6 前 2 項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等から適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書とともに、警察署に送付するも

のとする。ただし、遠隔地に所在する交番等にあつては、5日以内に送付するものとする。

(令5本部訓令14・一部改正、令7本部訓令21・旧第5条繰下・一部改正)

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 警察署長は、施設占有者から物件の提出を受けたときは、施設利用者が拾得した物件について、別記様式第2号の拾得物件提出受理通知を当該施設利用者に送付するものとする。

2 施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく物件の提出があつたものとして取り扱うものとする。

3 警察署長は、前項の規定により物件の提出を受けたときは、別記様式第3号の拾得物件提出受理通知(施設占有者)を施設占有者に送付するものとする。

4 第2項の規定による施設占有者の同意は、書面又は口頭により行うものとし、口頭により同意を得たときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

5 警察署長は、第2項に規定する施設占有者の同意を、あらかじめ書面により得ることができるものとする。

6 警察署長は、第1項の同意が得られなかったときは、拾得者に対し、施設占有者へ当該物件を差し出すよう教示するものとする。

(令7本部訓令21・旧第6条繰下・一部改正)

(保管物件の届出の受理)

第8条 法第17条に規定する特例施設占有者から保管物件の届出を受理したときは、当該保管物件に係る規則第4条第2項各号に掲げる事項を警察署長に報告するとともに、当該保管物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 交番等において受理した保管物件届出書の警察署への送付及びその時期については、第6条第5項の規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「提出物件」とあるのは、「保管物件届出書」と読み替えるものとする。

(令7本部訓令21・追加)

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第9条 規則第4条第1項の規定による受理番号等を記載した書面又は電磁的記録の作成は、警察署において交番等から第6条第1項の規定による報告及び照会を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成すると

きに行うものとする。

- 2 規則第4条第1項の規定により作成する書面は、別記様式第4号の拾得物件一覧簿とする。
- 3 規則第4条第2項の規定による受理番号等を記載した書面又は電磁的記録の作成は、警察署において法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。
- 4 規則第4条第2項の規定により作成する書面は、別記様式第5号の特例施設占有者保管物件一覧簿とする。

(平29警察本部訓令8・令5警察本部訓令5・一部改正、令7本部訓令21・旧第7条繰下・一部改正)

(遺失届を受理する窓口)

第10条 規則第5条第1項に規定する遺失届（以下単に「遺失届」という。）の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。この場合において、遺失場所が届出がなされた警察署又は交番等の管轄区域外であっても、当該警察署又は交番等において受理するものとする。

(令7本部訓令21・旧第8条繰下)

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第11条 交番等において遺失届を受理したときは、警察署長に対し、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。
- 3 第6条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(令7本部訓令21・旧第9条繰下・一部改正)

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第12条 警察署長は、爆発物、銃砲、クロスボウ、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、警察本部業務主管課への報告、警察本部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(平29警察本部訓令8・令4本部訓令6・一部改正、令7本部訓令21・旧第10条繰下・一部改正)

(遺失届の有無の確認等)

第13条 交番等において第6条第1項の規定による報告及び照会をするときは、併せて、当該提出物件について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において前項の規定による照会を受け、又は受理番号等を記載した書面又は電磁的記録を作成するときに行うものとする。

3 警察署長は、規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令8・令5警察本部訓令5・一部改正、令7本部訓令21・旧第11条繰下・一部改正)

(遺失届の有無の調査等)

第14条 警察署長は、提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、遺失物管理システムに必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会、規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、遺失物管理システムにより行うものとする。

3 警察署長は、規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書に記載された内容の通報を求めるものとする。

4 警察署長は、前項の規定により遺失届出書に記載された内容の通報を受けたときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令8・一部改正、令7本部訓令21・旧第12条繰下・一部改正)

(拾得物件等の有無の確認)

第15条 交番等において第11条第1項の規定による報告及び照会をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において受理をした遺失届の内容を第16条第1項の規定による遺失物管理システムに登録するときに行うものとする。

- 3 警察署長は、規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(平29警察本部訓令8・令5警察本部訓令5・一部改正、令7本部訓令21・旧第13条繰下・一部改正)

(提出物件の有無の調査等)

第16条 警察署長は、遺失届を受理したときは、速やかに、遺失物管理システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会、規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、遺失物管理システムにより行うものとする。
- 3 警察署長は、規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出があったことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書に記載された内容を通報するものとする。
- 4 警察署長は、法第17条の規定による届出が他の警察署長になされていたことが判明したときは、特例施設占有者に当該遺失届に係る事項について通報するものとする。
- 5 警察署長は、前項の規定により遺失届出書に記載された内容の通報を受けたときは、当該遺失届出書に記載された内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 6 第14条及びこの条に定めるもののほか、遺失物管理システムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(平29警察本部訓令8・一部改正、令7本部訓令21・旧第14条繰下・一部改正)

(提出物件の保管)

第17条 警察署長は、提出物件を保管する場合は、当該提出物件の内容を別記様式第6号の保管金・保管物品出納簿に記載するものとする。この場合において、警察署長は、当該提出物件に別記様式第7号の拾得物件整理票を貼付するとともに、当該提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券、規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、か

つ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。

3 交番等において提出を受けた後、第6条第4項の規定による送付を行うまでの間に提出物件を保管する場合は、当該提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫に保管するものとする。ただし、提出物件が、自転車等その形状により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管する等その他の確実な方法で保管することができる。

4 提出物件が、逸走した家畜、危険物その他警察署に保管することが適当でないものであると認められるときは、当該物件の価格の範囲内において、当該物件を適切に保管することができる者に保管を委託することができる。

(平30警察本部訓令11・一部改正、令7本部訓令21・旧第15条繰下・一部改正)

(現金又は売却による代金の預託及び小切手による振出)

第18条 規則第17条の規定による現金又は売却による代金の預託は、佐賀県指定金融機関に当座預金として預託しなければならない。ただし、記念硬貨等預託することにより拾得者又は遺失者の権利の確保ができないものについては、預託することなく保管することができる。

2 警察署長は、拾得物件のうち現金又は売却による代金を払い出そうとするときは、小切手を振り出して行うものとする。ただし、預託前の現金がある場合は、当該現金をもって払い出すことができる。

(令7本部訓令21・旧第16条繰下)

(計算書の作成)

第19条 警察署長は、毎月末日現在の預託金の現在高を確認し、振出小切手の支払未済額の状況を明らかにするとともに、別記様式第8号の拾得物件出納計算書を作成し、金融機関が発行する当座預金残高が確認できる書類を添え、保管しなければならない。

(令7本部訓令21・旧第17条繰下・一部改正)

(売却をする場合における提出者への通知)

第20条 警察署長は、売却をするときは、規則第19条第3項に規定する権利取得者となる者に、その旨を口頭又は別記様式第9号の拾得物件売却通知書により通知するものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(令7本部訓令21・追加)

(提出物件の処分)

第21条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、法第9条第1項の規定により提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であつて、明らかに売却することができない物であると認められるときは、警察署長の指揮を受け、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知は、口頭又は別記様式第10号の拾得物件処分通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(令7本部訓令21・旧第18条繰下・一部改正)

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第22条 規則第18条第1項の規定による通知は、口頭又は別記様式第11号の遺失物確認通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

2 規則第18条第2項の規定による通知は、口頭又は別記様式第12号の拾得物件返還通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 規則第18条第4項の規定による通知は、物件の所有権を取得する権利を有する者には口頭又は別記様式第13号の権利取得通知書により行うものとする。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(令7本部訓令21・旧第19条繰下・一部改正)

(本部施設における取扱い)

第23条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に勤務する職員が同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

(令7本部訓令21・旧第20条繰下)

(拾得物件預り書の再発行)

第24条 警察署長は、拾得者から亡失又は毀損等による拾得物件預り書の再発行の申請を受けたときは、拾得物件控書に基づき、拾得物件預り書を再発行するものとする。この場合において、再発行を行った経緯を当該拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(令7本部訓令21・旧第21条繰下)

(埋蔵物の取扱い)

第25条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第101条の規定による提出は、別記様式第14

号の埋蔵文化財提出書により行うものとする。

- 2 警察署長は、佐賀県知事（以下「知事」という。）に提出した文化財の所有者から、当該文化財の返還請求があったときは、知事に返還を求め、所有者にこれを引き渡さなければならない。

- 3 警察署長は、知事に提出した物件が、鑑査の結果、文化財でないと認定されて差し戻されたときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（平31警察本部訓令10・一部改正、令7本部訓令21・旧第22条繰下・一部改正）

（国又は県に帰属した物件の取扱い）

第26条 規則第24条の規定による所有権が国に帰属した物件の引き渡しは、別記様式第15号の物品送付書を添え国の機関に引き渡すものとする。

- 2 法第37条第1項第1号の規定により物件の所有権が県に帰属したときは、拾得金にあっては別記様式第16号の帰属調書（保管金）を、物品にあっては別記様式第17号の帰属調書（保管物品）を作成し、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところにより、歳入納付の手続をとらなければならない。

- 3 県に帰属した物件の歳入納付は、四半期ごとに取りまとめて行うものとし、当該期間経過の翌月末までに手続きを完了するものとする。

（令7本部訓令21・旧第23条繰下・一部改正）

（検査）

第27条 本部長は、職員の中から検査員を指名して、定期的又は臨時に、関係簿冊及び保管物件その他拾得物の取扱いについて検査を行うものとする。

- 2 検査員は前項の検査を行ったときは、別記様式第18号の検査報告書を作成し、当座預金残高証明書を添えて本部長に報告しなければならない。

（令7本部訓令21・旧第24条繰下・一部改正）

（事務引継）

第28条 警察署長が異動したときは、前任者及び後任者が拾得物に関する事務引継を行い、別記様式第19号の事務引継書を作成し、署名の上、後任者において保管しなければならない。この場合において、当該引継書の写しを本部長へ送付するものとする。

- 2 前項の事務引継の引継事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拾得金の状況（当座預金残高証明書を添付する。）
- (2) 拾得物品の状況
- (3) その他参考事項

- 3 保管金・保管物品出納簿の引継ぎは、当該保管金・保管物品出納簿を異動発令の日の前日
で締め、前任者及び後任者が署名の上、行うものとする。

(令 4 本部訓令 4 ・ 一部改正、 令 7 本部訓令 21 ・ 旧第 25 条繰下 ・ 一部改正)

(指導監督)

- 第 29 条 警察署長は、署員に対し、遺失物等の適正な取扱いについて指導監督を行うものとする。

(令 7 本部訓令 21 ・ 旧第 26 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

(佐賀県警察遺失物取扱細則の廃止)

- 2 佐賀県警察遺失物取扱細則（平成元年佐賀県警察本部訓令第 9 号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 法の施行の際現に法による改正前の遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 1 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により警察署長に差し出されている物件及び廃止前の遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第 4 号）第 8 条第 1 項の規定により警察署長が受理している遺失物については、旧訓令の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年警察本部訓令第 11 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 31 年警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第 4 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 14 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 18 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年本部訓令第 21 号）

この訓令は、令和 7 年 11 月 4 日から施行する。

別表

（平 29 警察本部訓令 6 ・ 一部改正）

施設	送付の期限	指揮監督警察署長
警察本部庁舎	翌日までに送付すること	佐賀南警察署長
鉄道警察隊	勤務員の交替時まで送付すること	佐賀北警察署長
運転免許センター	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長
運転免許試験場	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長
交通機動隊	翌日までに送付すること	佐賀北警察署長

高速道路交通警察隊	勤務員の交替時までに送付すること	佐賀北警察署長
高速道路交通警察隊鳥栖 分駐隊	勤務員の交替時までに送付すること	鳥栖警察署長
高速道路交通警察隊武雄 分駐隊	勤務員の交替時までに送付すること	武雄警察署長

別記様式第1号(第6条関係)

(表面)

現金

物品

取扱者
交番・駐在所
警察署

年 月 日

現金受取票
一連番号

あなたから提出のあった拾得物を受理しました。

本件に関するお問い合わせは、
警察署会計課

電話番号 () - -
。 にごお願いいたします。

切り取り線

折り返し線(山折り)

現金 収 納 袋

(裏面)

切り取り線

の り し ろ

折り返し線(谷折り)

受理番号

一連番号

受 理 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
受 理 者	警察署 氏 名	交番(駐在所)
拾 得 物 件	現 金 ¥	物品(財布等)
拾得者の氏名 電 話 番 号	電話番号 ()	

別記様式第2号(第7条関係)

(拾得物件提出受理通知(拾得者用))

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件提出受理通知

あなたが拾得され、当該施設の占有者に交付した拾得物件が下記のとおり当署に提出されましたので通知します。

拾得物件： ()

提出日： 年 月 日

なお、当該拾得物件に関する権利や氏名等告知の内容は別紙記載のとおりです。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

拾得物件提出受理通知 別紙

(拾得者用)

(受理番号)

1 あなたが選んだ拾得物件に係る権利(費用請求権・報労金請求権・所有権)及び氏名等告知(物件が遺失者等に返還できた場合に当該遺失者に対し、あなたの住所、氏名を教示すること)の内容は次のとおりです。

(1)費用請求権(遺失物法第27条)		
(2)報労金請求権(遺失物法第28条)		
(3)所有権(民法第240条又は同法第241条)		
(4)氏名等告知の同意の有無		※同意されているときは、遺失者からあなたの住所、氏名等を告知してほしい旨の求めがあったときに告知します。

2 費用請求権を有している方は、物件が遺失者に返還された際に、物件の提出、交付及び保管に要した費用を受け取ることができます。

なお、当該物件の所有権を取得し、引き取る際は、あなたの負担となります。

3 報労金請求権を有している方は、遺失者が判明し返還した際、遺失者から拾得物件価格の100分の5から100分の20の範囲内で報労金を受け取ることができます。ただし、駅、デパート等の施設を管理する者が常駐している施設内で拾得した場合は、拾得者と当該施設の占有者と折半して報労金を受け取ることができます(国庫その他公の法人には報労金の請求権がありません)。

4 拾得者が、施設占有者へ交付した拾得物件について権利を放棄し、又は権利を失ったときは、施設占有者は、拾得者が受けることのできた報労金を除いた額の報労金の請求権があるほか、拾得物件の所有権を取得します。

5 拾得物件を受け取ることができる場合(上記1(3)が有権の場合)は、拾得者の物件引取期間である次の期間中に下記「拾得物件を受け取る方へ」欄をご確認の上、手続きをしてください。(期間を経過すると受け取れなくなります)。

年 月 日() ～ 年 月 日()

6 提出を受けた物件が、滅失若しくは毀損のおそれがあるもの(食品類や保管に不相当な費用若しくは手数を要する物(自転車、動物等))であるときは、引取り期間前に売却又は廃棄をすることがあります。この場合は事前に連絡します。

7 遺失物法第35条の規定により、次のいずれかに該当する拾得物件は、拾得者が所有権を取得することができません。

- (1) 銃砲、刀剣類、麻薬、覚醒剤等法令の規定によりその所持が禁止されているもの
- (2) 運転免許証、身分証明書、旅券、健康保険の被保険者証、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード及び定期券等個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
- (3) 手帳、日記帳、家計簿、備忘録、個人的な記録が保存されているパソコン、電磁的記録媒体等個人の秘密に属する事項が記録されたもの
- (4) 携帯電話、住所録、電子手帳、同窓会名簿等遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録されたもの
- (5) 企業の顧客リスト等個人情報データベース等が記録されたもの

8 ご不明な点がございましたら、取扱警察署の会計課にお問い合わせください。

拾得物件を受け取る方へ

- 1 受付時間
 - 2 受付窓口 警察署会計課
 - 3 持参するもの
 - ① 拾得物件提出受理通知及び同別紙(本通知)又は施設占有者から交付された書面
 - ② 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証等)
- ※ 代理人が受け取る場合は、上記①と併せて次のものを持参してください。
- 委任状(この書類の下部にある委任状欄を使用することもできます。)
 - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、この拾得物件提出受理通知に記載された物件の受取を委任します。

(住所)----- (氏名)-----

(拾得者)

-----年-----月-----日 住所-----
氏名-----

別記様式第3号(第7条関係)

(拾得物件提出受理通知(施設占有者))

年 月 日
(受理番号)

御中

県 警察署長

拾得物件提出受理通知(施設占有者)

下記のとおり、あなた(御社)の占有する場所で拾得された物件が当署に直接持参されましたので通知します。

物件の種類及び特徴、拾得日時及び場所を記載した書面を、施設利用者が見やすい場所に掲示するか、自由に閲覧できるよう備え付けてください。

受 理 番 号				
拾 得 日 時				
拾 得 場 所				
拾 得 者		(住所) (氏名) (電話)		
拾得物件	現金	円		
	物 品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)	点数

なお、当該拾得物件に関する権利や氏名等告知の内容は別紙記載のとおりです。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電話番号

受付時間

御中

拾得物件提出受理通知(施設占有者) 別紙

(施設占有者用)

(受理番号)

1 あなたが選んだ拾得物件に係る権利(費用請求権・報労金請求権・所有権)及び氏名等告知(物件が遺失者等に返還できた場合に当該遺失者に対し、あなたの住所、氏名を教示すること)の内容は次のとおりです。

(1)費用請求権(遺失物法第27条)		
(2)報労金請求権(遺失物法第28条)		
(3)所有権(民法第240条又は同法第241条)		拾得者:
(4)氏名等告知の同意の有無		※同意されているときは、遺失者からあなたの住所、氏名等を告知してほしい旨の求めがあったときに告知します。

2 費用請求権を有している方は、物件が遺失者に返還された際に、物件の提出、交付及び保管に要した費用を受け取ることができます。

なお、当該物件の所有権を取得し、引き取る際は、あなたの負担となります。

3 報労金請求権を有している方は、遺失者が判明し返還した際、遺失者から拾得物件価格の100分の5から100分の20の範囲内で報労金を受け取ることができます。ただし、駅、デパート等の施設を管理する者が常駐している施設内で拾得した場合は、拾得者と当該施設の占有者と折半して報労金を受け取ることができます(国庫その他公の法人には報労金の請求権がありません)。

4 拾得者が、施設占有者へ交付した拾得物件について権利を放棄し、又は権利を失ったときは、施設占有者は、拾得者が受けることのできた報労金を除いた額の報労金の請求権があるほか、拾得物件の所有権を取得します。

5 拾得物件を受け取ることができる場合は、拾得者の物件引取期間である

年 月 日()から 年 月 日()までに
下記「拾得物件を受け取る方へ」欄をご確認の上、手続をしてください(期間を経過すると受け取れなくなります)。

6 提出を受けた物件が、滅失若しくは毀損のおそれがあるもの(食品類や保管に不相当な費用若しくは手数を要する物(自転車、動物等))であるときは、引取り期間前に売却又は廃棄をすることがあります。この場合は事前に連絡します。

7 遺失物法第35条の規定により、次のいずれかに該当する拾得物件は、拾得者が所有権を取得することができません。

- (1) 銃砲、刀剣類、麻薬、覚醒剤等法令の規定によりその所持が禁止されているもの
- (2) 運転免許証、身分証明書、旅券、健康保険の被保険者証、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード及び定期券等個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
- (3) 手帳、日記帳、家計簿、備忘録、個人的な記録が保存されているパソコン、電磁的記録媒体等個人の秘密に属する事項が記録されたもの
- (4) 携帯電話、住所録、電子手帳、同窓会名簿等遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録されたもの
- (5) 企業の顧客リスト等個人情報データベース等が記録されたもの

8 ご不明な点がございましたら、取扱警察署の会計課にお問い合わせください。

拾得物件を受け取る方へ

- 1 受付時間
 - 2 受付窓口 警察署会計課
 - 3 持参するもの
 - ① 拾得物件提出受理通知及び同別紙(本通知)又は施設占有者から交付された書面
 - ② 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証等)
- ※ 代理人が受け取る場合は、上記①と併せて次のものを持参してください。
- 委任状(この書類の下部にある委任状欄を使用することもできます。)
 - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

委 任 状

私は、(住所) _____ (氏名) _____
を代理人と定め、この拾得物件預り書に記載された物件の受取を委任します。

(拾得者)

_____年 _____月 _____日 住所 _____
氏名 _____

別記様式第4号(第9条関係)

拾 得 物 件 一 覧 簿					
受理番号	記 載 日	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

／

別記様式第5号(第9条関係)

特 例 施 設 占 有 者 保 管 物 件 一 覧 簿				
受理番号		記 載 日	月	日
特例施設 占有者の 氏名又は 名 称				保管の場所 名称 所在地 電話番号その他の連絡先

番 号	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

特例施設占有者保管物件一覧簿

番 号	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

／

[illegible]

別記様式第7号(第17条関係)

拾得物件整理票

受 理 番 号		
受 理 日 時		
拾 得 者		
施設占有者名称		
物 品 の 種 類		
所 有 権	(拾得者)	現金
	(占有者)	
期満失効年月日		
保 管 情 報		
備 考		

別記様式第8号(第19条関係)

年 月 日

県 警察署長

拾得物件出納計算書(年度)

自 年 月 日
至 年 月 日

区 分	保 管 金	保管物品	備 考
前年度(前月)繰越	円	点	
当年度(当月)受入	円	点	
拾得金・拾得物品	円	点	
売却・換価	円		
当年度(当月)払出	円	点	
返還	円	点	
引渡し	円	点	
売却・換価		点	
処分		点	
個人情報関連物件廃棄		点	
帰属処理	円	点	
司法処分	円	点	
その他	円	点	
翌年度(翌月)繰越	円	点	至が月の末日でない場合は翌日繰越高

別記様式第9号(第20条関係)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件売却通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第9条第1項(第2項)の規定により売却し、その代金を拾得物件として保管することとなりましたので通知いたします。

なお、売却代金については、下記の保管期間満期日までに遺失者が判明しなかったときは、あなたのものになります。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 保管期間満期日 年 月 日 ()

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第10号(第21条関係)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件処分通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()

◎ お問い合わせ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第11号(第22条関係)
(拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者(施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。)は次の費用等(☑が入っているもの)を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- ☐ この物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- ☐ 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1))

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる(遺失物法第31条)ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先
警察署会計課

所 在 地
電話番号
受付時間

様

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが 필요합니다のであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地
電話番号
受付時間

様

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者(施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。)は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのものと確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。
ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先
警察署会計課

所 在 地
電話番号
受付時間

.....

様

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件があなたのものと確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者(施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。)が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが 필요합니다のであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電話番号

受付時間

様

別記様式第12号(第22条関係)
(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。
費用等については遺失者と話し合いをしてください。

- ☐ 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- ☐ 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができません
のでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所 在 地
電話番号
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご
容赦ください。

様

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- ☐ 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- ☐ 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください(連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください)。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

(費用、報労金有権(又は留保)かつ氏名等告知留保)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- ☐ 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- ☐ 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物物件については、拾得者と施設占有者にこの2分の1))

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要がありますので、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所 在 地
電話番号
受付時間

様

(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

提出(交付)時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知していますので、ご了承ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先
警察署会計課
所 在 地
電話番号
受付時間

様

(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第13号(第22条関係)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

権利取得通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取に来てください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
 - 2 拾得物件 ()
 - 3 引渡し期限日 年 月 日 ()
※ 引渡し期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
 - 4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等
下記「お問合せ先」に同じ
 - 5 持参するもの
 - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙(拾得物件提出時に交付されている場合)
 - (2) 本通知
 - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)
- ※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
- 委任状(拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することもできます。)
 - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間
-

様

別記様式第14号 (第25条関係)

佐賀県知事様	右物件は埋蔵文化財と認められるので、文化財保護法第一〇一条の規定に基づき提出する。ただし、学術的な整理研究上必要があるので、現品はこの提出書にかえて提出する。						埋蔵文化財提出書
		物件の名称(種別)及び数量	発見者の住所、氏名	発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	発見の年月日	発見の場所	
佐賀県警察署長							

別記様式第15号(第26条関係)

物 品 送 付 書

年 月 日

殿

警察署長

下記物件を送付します。

品名	数量	拾得日時	拾得場所	拾得者の住所、氏名

別記様式第16号(第26条関係)

帰属調書(保管金)

分

県 警察署

[illegible]

上記のとおり相違ありません。

県警察署長

別記様式第17号(第26条関係)

帰属調書(保管物品)

分

県 警察署

[illegible]

上記のとおり相違ありません。

県警察署長

別記様式第18号(第27条関係)

検 査 報 告 書			
年度		自	年 月 日
		至	年 月 日
受 入 高		¥	
内 訳	越 高	¥	
	本期受入高	¥	
払 出 高		¥	
内 訳	支 払 高	¥	
	歳入納付高	¥	
差 引 現 在 高		¥	
内 訳	預 金 高	¥	
	現 金	¥	
佐賀県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第24条の規定による 警察 署の検査結果は、上記のとおり相違ないものと認めたので報告します。 年 月 日 検査員 所属 (階級・氏名) 佐賀県警察本部長 殿			

別記様式第19号(第28条関係)

事 務 引 継 書

1 保管金

前年度未 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高		振出済小切手 支払未済高	備考
	受入高	払出高	現金	預金		
円	円	円	円	円	円	

2 保管物品

前年度未 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高				備考
	受入高	払出高		保管委託	任意提出	鑑査中	
点	点	点	点	点	点	点	

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

県 警察署長

前任者

後任者

別記様式第1号（第6条関係）

（令5本部訓令18・全改、令7本部訓令21・一部改正）

別記様式第2号（第7条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第3号（第7条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第4号（第9条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第5号（第9条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第6号（第17条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第7号（第17条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第8号（第19条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第9号（第20条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第10号（第21条関係）

（令7本部訓令21・全改）

別記様式第11号（第22条関係）

（令7本部訓令21・追加）

別記様式第12号（第22条関係）

（令7本部訓令21・追加）

別記様式第13号（第22条関係）

（令7本部訓令21・追加）

別記様式第14号（第25条関係）

（平31警察本部訓令10・全改、令7本部訓令21・旧別記様式第11号繰下・一部改正）

別記様式第15号（第26条関係）

（令4本部訓令4・一部改正、令7本部訓令21・旧別記様式第12号繰下・一部改正）

別記様式第16号（第26条関係）

(令 7 本部訓令21・旧別記様式第13号繰下・全改)

別記様式第17号 (第26条関係)

(令 7 本部訓令21・旧別記様式第14号繰下・全改)

別記様式第18号 (第27条関係)

(令 4 本部訓令 4・一部改正、令 7 本部訓令21・旧別記様式第15号繰下・一部改正)

別記様式第19号 (第28条関係)

(令 7 本部訓令21・旧別記様式第16号繰下・全改)